



平成 29 年 12 月 13 日

各 位

会 社 名 中央ビルト工業株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 西本 安秀
(コード：1971、東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 石井 裕
(TEL. 03-3661-9631)

**平成 30 年 3 月期第 2 四半期報告書の期限までの提出遅延及び
当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ**

当社は本日付で、提出期限の延長承認を受けていた平成 29 年 12 月 14 日までに平成 30 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出が事実上不可能となりましたので、お知らせいたします。

記

1. 提出が遅延するに至った経緯

当社は、平成 29 年 11 月 8 日に公表した「平成 30 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」のとおり、名古屋工場において棚卸資産の過大計上などの過年度決算の訂正の対象となり得る不適切な会計処理が行われていることが判明し、平成 29 年 9 月 7 日に外部の有識者等を構成員に含む調査委員会を設置し、事実関係の確認および全容解明に向け調査を行いました。

当社は、平成 29 年 12 月 4 日付で調査委員会の調査報告書を受領し、12 月 7 日に「調査委員会の調査報告書公表と今後の対応に関するお知らせ」を開示いたしました。受領した調査報告書の内容および調査委員会の調査結果に対する監査法人の監査において、調査範囲の網羅性に疑義が生じ、追加調査が必要であるため、承認を受けた提出期限（平成 29 年 12 月 14 日）までにレビューが終了しない旨、監査法人から連絡を受けました。

2. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

上記の通り、当社は平成 30 年 3 月期第 2 四半期報告書について、承認を受けた提出期限（平成 29 年 12 月 14 日）までに提出できない見込みとなりました。東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第 605 条第 1 項第 13 号 a の規定により、金融商品取引法に定める提出期限（平成 29 年 12 月 14 日）までに四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、東京証券取引所より、投資家の皆様の注意を喚起するため、平成 29 年 12 月 13 日付で監理銘柄（確認中）に指定される見込みです。

また、東京証券取引所の上場廃止基準により、四半期レビュー報告書を添付した平成 30 年 3 月期第 2 四半期報告書を法定期限の経過後 8 営業日以内（平成 29 年 12 月 26 日）に提出できなかった場合、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止となります。

3. 今後の見通し

当社は、平成 29 年 12 月 26 日までに平成 30 年 3 月期第 2 四半期報告書を提出すべく、追加調査の実施について検討中です。

現時点では、平成 30 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出時期について未定ですが、具体的な目途がつき次第、速やかに公表いたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上